

千葉敬愛短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念に則り、一人一人の学生の尊厳を重んじ、可能性を引き出す教育を行うとともに、教育内容として“子ども”の発達の連続性及び教育と保育の関連性を重視した“子どもに関する総合的な学び”を標榜し、「敬天愛人」を自ら実践し得る、地域の初等教育・保育への使命感と奉仕の精神をもった人材の育成を目的とする。

(名称及び保育士養成施設の位置)

第2条 本学は、千葉敬愛短期大学と称する。

2 本学は、千葉県佐倉市山王1丁目9番地に置く。

(目的達成と評価)

第3条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行う項目とその実施体制については別に定める。

(教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科・学生定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

現代子ども学科 入学定員 150名

収容定員 300名

第6条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在籍することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

- 一 前期 4月1日から9月 20 日まで
- 二 後期 9月 21 日から翌年3月 31 日まで

(休業日)

第9条 休業日を、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - 三 本学創立記念日 5月4日
 - 四 敬愛の日 6月3日
 - 五 春季休業 3月 20 日から3月 31 日まで
 - 六 夏季休業 8月5日から9月 20 日まで
 - 七 冬季休業 12 月 23 日から翌年1月7日まで
- 2 必要と認める場合、学長は、前項の休業日を変更することがある。
 - 3 第1項に定める以外に、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
 - 4 第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業の期間に保育実習を実施することがある。

(授業期間)

第 10 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

第4章 入学・再入学・休学・転学・退学・除籍

(入学の時期)

第 11 条 入学に時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の大学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 入学志願者は、本学所定の書類を提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、第35条別表4に定める入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第16条 本学を退学した者又は除籍となった者が再入学を願い出た場合、欠員のある時に限り教授会の意見を聴いて学長が許可する。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(休学)

第17条 病気その他の事由により6ヶ月以上修学を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の意見を聴いて学長が許可する。

(復学)

第18条 前条により休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。

2 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

(休学の期間)

第19条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(転学)

第20条 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は教授会の意見を聴いて許可する。

2 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、その旨を願い出なければならない。学長は、教授会の議を経て許可する。

2 疾病のため退学しようとする者は、第 17 条第 2 項の医師の診断書を添付しなければならない。
(除籍)

第 22 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

- 一 第 6 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 二 第 19 条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

第 5 章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 23 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、第 30 条別表 1 に定める教育課程から 64 単位を修得しなければならない。

2 前項に規定する所要の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。
3 卒業の認定は、学年末又は次年度前期末にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第 24 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 25 条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

現代子ども学科

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 前項により取得することができる保育士資格は、第 30 条別表 2 に定める必要単位を修得するものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 26 条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は 30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 本学は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限、授業料等の必要な事項は別に定める。

第6章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第30条 教育課程及び授業科目の種類、単位数は、別表1、別表2-1～2-3のとおりとする。

(単位の授与)

第31条 1科目に対する課程を修了した学生には、単位を与える。

2 単位の修得又は学科目の修了は、試験によりこれを認定する。

3 試験の方法については、別にこれを定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第33条 試験等による成績の評価は、AA、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	AA
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59～0点	D(不合格)

第7章 検定料、授業料、入学金、その他の費用

(入学検定料)

第34条 入学志願者は、別表3に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金・授業料等の納入)

第35条 入学金、授業料、施設費、実習費及び教育充実費は、別表3に定める額を納入しなければならない。

2 授業料は次の2期に分けて納入するものとする。ただし特別の事情があると認められる者は、延納願の提出により延納を認めることがある。

前期納入 4月

後期納入 9月

(納入した授業料等)

第36条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その全部又は一部を返還することがある。

(休学期間の授業料)

第37条 休学を許可された者は、休学期間中の授業料は半額を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第38条 学年の途中で退学又は除籍された者の当該期間分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は別に定める。

(奨学金)

第40条 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

第8章 職員組織及び職務

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

- 2 学長は校務を掌り所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 講師は、教授又は准教授に准ずる職務に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織において教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 事務職員は事務に従事する。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第43条 教授会は教授をもって組織する。教授会で必要と認めるときは、准教授、講師又は助教、その他の職員を加えることができる。

- 2 前項の教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生・特別聴講生・外国人留学生・委託生

(科目等履修生)

第44条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学学則第31条、第32条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第 45 条 本学は他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)との協議により、当該短期大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることができる。

- 2 本学は、教育目的を達するに必要と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学において特別聴講生として科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位は 30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 46 条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第 47 条 公共機関その他から委託生としての入学の申し出のあるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて学長が委託生として入学を認めることがある。

- 2 委託生に関する事項は、別に定める。

第 11 章 附属施設及び学生寮

(附属施設)

第 48 条 本学に敬愛大学・千葉敬愛短期大学メディアセンター、並びに千葉敬愛短期大学総合子ども学研究所を置く。

- 2 前項の附属施設に関する事項は、別に定める。

(学生寮)

第 49 条 本学に学生寮を置くことができる。

- 2 学生寮に関する規定は、別に定める学寮の寮則による。

第 12 章 賞罰

(褒賞)

第 50 条 学生の褒賞に関する規程は、別に定める。

(罰則)

第 51 条 学生がその本分に違反した場合に、学長は調査委員会を設置し慎重に調査・審議し教授会の意見を聴いて懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 処分の手続き及び調査委員会は別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 52 条 地域社会の教養を高め地域社会文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規定は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和 25 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 27 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 37 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 42 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 43 年4月1日から施行する。

2 昭和 42 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 44 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 46 年4月1日から施行する。

2 昭和 45 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 47 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 48 年4月1日から施行する。

2 昭和 47 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 49 年4月1日から施行する。

2 昭和 48 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 50 年4月1日から施行する。

2 昭和 49 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 51 年4月1日から施行する。

2 昭和 50 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 52 年4月1日から施行する。

2 昭和 51 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 53 年4月1日から施行する。

2 昭和 52 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 54 年4月1日から施行する。

2 昭和 53 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 55 年4月1日から施行する。

2 学則中第 21 条、第 23 条、については、昭和 54 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 56 年4月1日から施行する。

2 学則中第 21 条、第 23 条、については、昭和 55 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 57 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 58 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 59 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 60 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 61 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 62 年4月1日から施行する。

ただし、昭和 62 年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和 62 年度 250 名

附 則

1 この学則は、昭和 63 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成2年度 450名

- 2 学則中第21条、第23条、については平成元年以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
2 ただし、学則第4条に規定する国際教養科の入学定員は第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

区分	平成4年度		平成5年度～ 平成10年度		平成11年度	
	国際教養科	入学定員 200名	収容定員 350名	入学定員 200名	収容定員 400名	入学定員 200名

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
2 学則中第27条について、平成4年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
2 第4条の規程にかかわらず、国際教養科は平成10年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。

この場合、国際教養科の入学定員は次のとおりとする。

区分	年度	平成9年度	
国際教養科	入学定員		
	収容定員	200名	

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2 学則中第27条について、平成9年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年2月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 11 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 12 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 13 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 14 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 15 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 16 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 3 学則中第 32 条について、平成 16 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 学則中第 22 条については、平成 17 年 12 月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年4月1日から施行する。
- 2 学則中第 27 条について、平成 17 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 3 学則中第 32 条について、平成 17 年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 10 月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、初等教育科は平成26年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。

3 平成26年度の収容定員は、350人とする

附 則

この学則は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和2年4月 1 日から施行する。

2 平成31年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和3年4月 1 日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

3 令和3年度の収容定員は、第5条の規定にかかわらず 350 人とする。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

別表1(第30条関係)

教育課程

授業科目 の区分等	欄	授業科目	開講 単位	開講年次・配当(単位)				履修方法	卒業 要件 の単 位数
				必修		選択			
				1年	2年	1年	2年		
基礎 科 目		倫理学	2			2		*必修8科目を含み 12単位以上を修得し なければならない。	12
		自然科学入門	2			2			
		文章表現法	2	2					
		キャリアデザインⅠ	1	1					
		キャリアデザインⅡ	1		1				
		キャリアデザインⅢ	1			1			
		キャリアデザインⅣ	1				1		
		教育・保育支援体 験Ⅰ	1				1		
		教育・保育支援体 験Ⅱ	1				1		
		教育問題解説	2				2		
		日本国憲法	2	2					
		情報処理	2	2					
		英語コミュニケーション	2	2					
		基礎体育講義	1	1					
		基礎体育実技	1	1					
		読書と豊かな心	2			2			
敬愛スタートアッ プゼミ	1	1							
		小計	25	13		12			
目 教科(領域)及び教科(保育 内容)の 指導法に関する科 目	第二欄	国語(書写含む)	2	2				*幼免取得者は、必修 4科目及び音楽(器楽 Ⅰ)並びに5科目の保 育内容の指導法に関 する科目(健康、言葉、 人間関係、環境、表 現)について、それぞ れ2単位修得しなけれ ばならない。	
		生活	2			2			
		音楽	2			2			
		音楽(器楽Ⅰ)	2			2			
		音楽(器楽Ⅱ)	2			2			
		図画工作	2	2					

		体育	2		2				
		保育内容総論	2	2					
		保育内容の指導法(健康)	2					2	
		保育内容の指導法(言葉)	2					2	
		保育内容の指導法(人間関係)	2					2	
		保育内容の指導法(環境)	2					2	
		保育内容の指導法(表現)	2					2	
科目 教育の基礎的理解に関する	第三欄	教育原理	2	2				*必修6科目を含み12単位以上を修得しなければならない。	52
		保育原理Ⅰ	2			2			
		教師論	2	2					
		教育制度	2	2					
		教育心理学	2	2					
		保育の心理学	2			2			
		特別支援教育	2		2				
		教育・保育課程論	2	2					
関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目	第四欄	教育方法	2		2		*幼免取得者は、必修2科目と幼児理解の理論と方法を取得しなければならない。		
		幼児理解の理論と方法	2			2			
		教育相談(カウンセリング含む)	2		2				
する科目 教育実践に関する科目	第五欄	教育実習Ⅰ	1	1			*幼免取得者は、4科目8単位を修得しなければならない。		
		教育実習Ⅱ	1						1
		教育実習Ⅲ	4						4
		保育・教職実践演習	2						2
演習科目 専門総合		敬愛ブラッシュアップゼミ	2		2				
		小計	58		27		31		
		合計	83		40		43	64	

別表2—1(第30条関係)

保育士養成課程(必修科目)

告示による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等		
系列	教科目		単位数			単位数

		授業形態		左に対応して開設されている教科目	授業形態	必修	選択	計
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理 I	講義	2		2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2		2
	保育者論	講義	2	教師論	講義	2		2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2
	子どもの理解と援助	演習	1	教育心理学	演習	2		2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育・保育課程論	講義	2		2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2
	保育内容演習	演習	5	保育内容の指導法(健康)	演習	2		2
				保育内容の指導法(言葉)	演習	2		2
				保育内容の指導法(人間関係)	演習	2		2
				保育内容の指導法(環境)	演習	2		2
				保育内容の指導法(表現)	演習	2		2
	保育内容の理解と方法	演習	4	図画工作	演習	2		2
				音楽(器楽 I)	演習	2		2
				体育	演習	2		2
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2		2
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	演習	1		1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1
	障害児保育	演習	2	特別支援教育	演習	2		2
社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	演習	1		1	
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I (保育所)	実習	2		2
				保育実習 I (施設)	実習	2		2

	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ (保育所)	演習	1		1
				保育実習指導Ⅰ (施設)	演習	1		1
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2		2
合計		51 単位				60		60
				60 単位 (≧51 単位)				

別表2—2(第 30 条関係)

保育士養成課程(選択必修科目)

告示別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					備考	
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
						必修	選択	計		
保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定			15 単位以上	保育原理Ⅱ(指導計画案の作成)	講義		2	2	必修4科目8単位と選択科目から4科目8単位以上合わせて16単位以上修得しなければならない。
					保育原理Ⅲ(保育所保育指針の解説)	講義		2	2	
					教育相談(カウンセリング含む)	講義	2		2	
					児童文化Ⅰ	講義	2		2	
					児童文化Ⅱ	講義		2	2	
					幼児理解の理論と方法	講義	2		2	
					社会的養護内容Ⅰ(生活環境等)	講義		2	2	
					社会的養護内容Ⅱ(心身の障がい等)	講義		2	2	
					在宅保育	講義		2	2	
					音楽(器楽Ⅱ)	演習	2		2	
						2	2			
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ(保育所)	実習		2	2	保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲのいずれか2科目3単位を選択必修とする。	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1		
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ(施設)	実習		2	2		
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習		1	1		
合計		18 単位以上				8	20	28		
				28 単位 (≧18 単位)						

別表2—3(第 30 条関係)

保育士養成課程(基礎科目)

告示による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	倫理学	講義		2	2
				自然科学入門	講義		2	2
				文章表現法	講義	2		2
				キャリアデザインⅠ	演習	1		1
				キャリアデザインⅡ	演習	1		1
				キャリアデザインⅢ	演習		1	1
				キャリアデザインⅣ	演習		1	1
				教育問題解説	講義		2	2
				日本国憲法	講義	2		2
				情報処理	演習	2		2
	読書と豊かな心	演習		2	2			
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーション	演習	2		2
体育	講義	1	基礎体育講義	講義	1		1	
	実技	1	基礎体育実技	実技	1		1	
合計		10 単位以上				12	10	22
					22 単位(≧10 単位)			

別表3(第34条、第35条関係)

入学検定料及び入学金等

項目	学科		
	現代子ども学科	備考	
入学検定料	30,000 円		
入学金	300,000 円	初年次のみ	
授業料	680,000 円	(年額)	
施設費	216,000 円	(年額)	
教育実習費	40,000 円	初年次のみ	
保育実習費	60,000 円	初年次のみ(保育士資格)	
教育充実費	30,000 円	初年次のみ	

備考

- 1 授業料は、前期(4月)・後期(9月)に分けて分割納入することができる。
- 2 入学金、施設費、実習費、教育充実費は、指定された期日までに納めること。
- 3 指定の期日までに入学の辞退を申し出た者には、入学検定料、入学金を除く納入金を返還する。